

広島県告示第三百八十四号

道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）第十七条第一項の規定によって、次のとおり広島高速道路公社が道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定による道路の区域の変更を行った。

その関係図面は、広島県土木局土木整備部道路河川管理課及び広島県西部建設事務所並びに広島高速道路公社において、平成二十二年五月六日までの間、縦覧に供する。

平成二十二年四月十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

府中仁保線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
	新	旧			
安芸郡府中町鶴江二丁目七二六番一四地先 から 安芸郡府中町鶴江二丁目七一六番八地先ま で			七・〇〇 二七・五〇	一四・〇〇	
			七・〇〇 一七・四〇	一四・〇〇	